

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当)

【色分けルール】水色→新設／黄色又は赤字→変更／灰色→廃止

令和7年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割					事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割					事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建築物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算					
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算					
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算					
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算					
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算					
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算					
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算					
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算					
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算					
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000 加算					
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000 加算					
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000 加算					
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000 加算					
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000 加算					

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。